

大和市告示第95号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大和市立渋谷中学校施設使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和3年4月27日

大和市長 大 木 哲

- 1 受託者の名称 渋谷きんりん未来の会
代表理事 大津 雅子
- 2 受託者の所在地 大和市下和田49番地
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで